



長洲町告示第77号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、長洲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年長洲町条例第14号）第6条第2項の規定により告示する。

令和6年12月10日

長洲町長 中 逸 博 光



- 1 管理を行わせる公の施設の名称
長洲駅南口駐車場
- 2 指定管理者となる団体
神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 小針 宏之
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで